

平成 22 年 7 月 29 日

各 位

会 社 名	株式会社 USEN
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 宇 野 康 秀 (コード番号: 4842 ヘラクレス)
問 合 せ 先	常 務 執 行 役 員 社 長 室 長 住 谷 猛
電 話 番 号	(03-6823-7015)

損害賠償請求に関する訴訟の終結について

当社とキャンシステム株式会社(以下「キャン社」)は、損害賠償請求訴訟を継続しておりましたが、本日、その和解が成立いたしましたので、お知らせいたします。

当社は、平成17年7月3日、キャン社を被告として、「有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律」(以下「有ラ法」)等に違反するキャン社の営業に基づいて当社が被った損害の回復を内容とする損害賠償請求(請求額142億9391万6666円)及びキャン社からの損害賠償請求についての債務不存在確認を求める訴訟(以下「本件本訴」)を東京地方裁判所に提起しておりました。

それに対して、キャン社より、平成17年7月27日、当社に対する損害賠償請求(請求額118億7973万円)の反訴(以下「本件反訴」)が東京地方裁判所に提起されました(反訴請求額は後に113億6152万円に減額されております。)

本件本訴及び本件反訴について、訴訟を継続しておりましたが、今回の和解により、キャン社による有ラ法違反の是正(正常化)に協力するため、当社が20億円の解決金を支払うことをもって、これらの訴訟を終結させることとなりました。

すなわち、総務省が設置した「有線音楽放送事業の正常化に関する検討チーム」の調査報告書(平成22年6月1日公表)に記載されるとおり、キャン社は、有ラ法等に違反する営業活動を行っており、「未だに正常化を完了していない状況」にあります。

その後、キャン社が総務省からの報告の求めに対して提出し、総務省が公表した資料「正常化に向けての今後の進め方について」(平成22年7月1日公表)によれば、キャン社は、平成23年6月末までに正常化を完了させるとしております。当社としては、キャン社の正常化の達成は、業界の発展にとっても有意義であると考え、キャン社の正常化に協力するために解決金を支払うことで訴訟を終結させることといたしました。

なお、本件による平成22年8月期業績への影響につきましては、本日公表の「業績予想の修正に関するお知らせ」並びに「特別利益および特別損失の計上に関するお知らせ」をご覧ください。

以上